

# 非木造建築物の 耐震化 に関する 助成事業 のご案内

いつか起こる大地震に備えて

建築物の耐震化を支援します

一部  
助成

無料

耐震化アドバイザー 派遣事業

耐震診断 耐震設計 耐震改修工事 助成事業



# 建築物の耐震診断から耐震改修工事の流れ

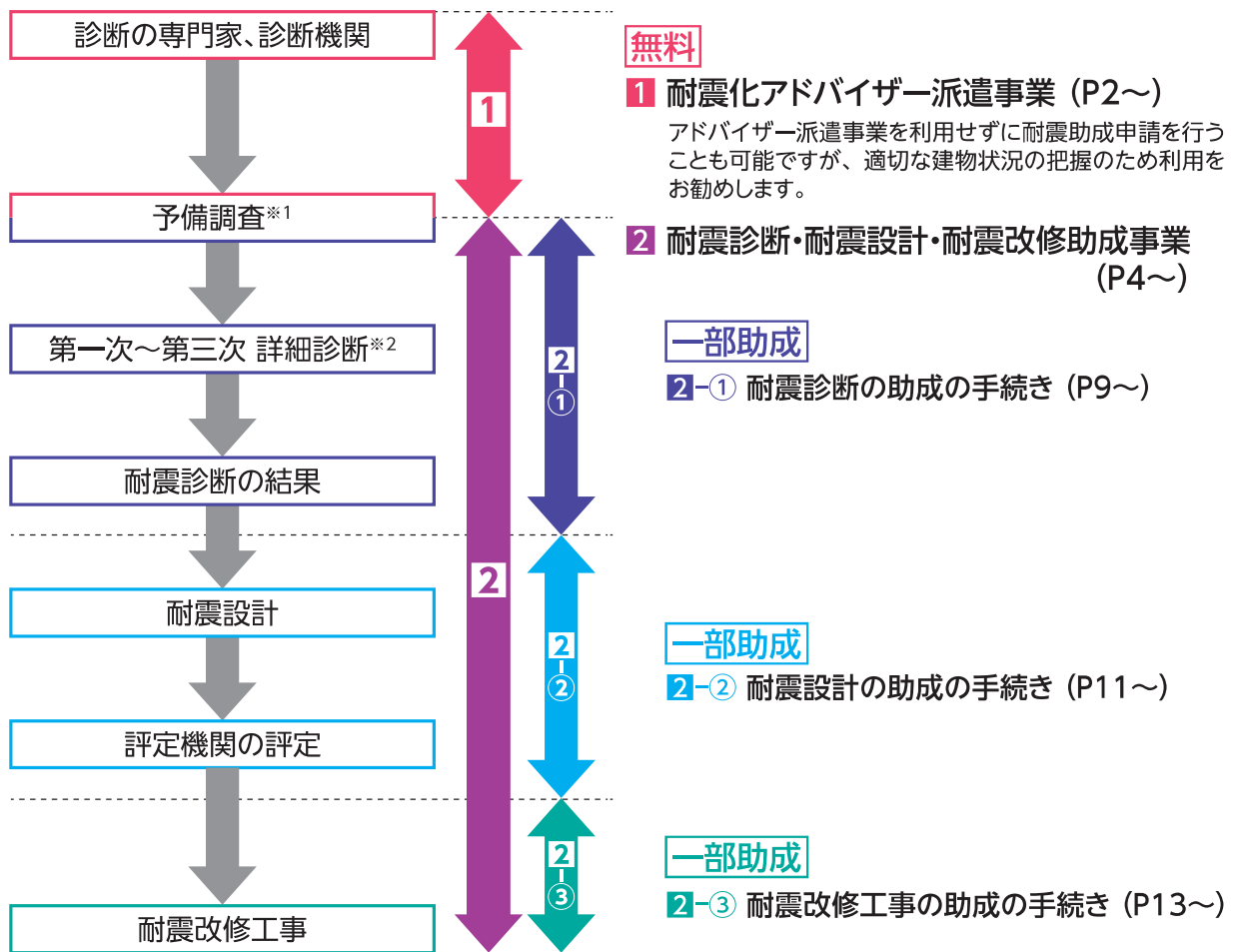
江東区では、旧耐震の非木造建築物の耐震化に係る経費について、下図の範囲でその一部の助成等を行います。

**耐震診断** 大地震に対する建築物の耐力を診断するための調査と診断をするものです。

**耐震設計** 建築物の構造耐力が弱い部分の補強計画をたてて、耐震改修工事のための設計をすることです。

**耐震改修工事** 耐震設計に合わせて補強工事を行い、耐震性を確保することです。

図1. 耐震診断から耐震改修工事の流れ



※1 予備調査：現地建築物の目視調査、設計図や構造計算書の内容調査、改修履歴などを確認し、詳細診断の必要性の有無を判断します。

※2 第一次診断～第三次診断：耐震診断には診断のレベルの違う「診断次数」があります。耐震診断の目的や構造特性に応じ合理的な診断レベルを選定します。「診断次数」が高いほど診断の精度が上がり、詳細な調査や複雑な計算が必要になるためコストも上がります。鉄骨造の場合は、診断次数はありません。



## 1 耐震化アドバイザー派遣事業

江東区内にある分譲マンションの管理組合等又は対象建築物の所有者で、耐震化に対する相談を希望する方に、耐震化アドバイザー\*を無料で派遣します。

### ※耐震化アドバイザーとは？

江東区が委託した派遣機関（一般社団法人東京都建築士事務所協会江東支部）が選任し、区に登録したアドバイザーで、対象建築物の設計資格を有する建築士です。

### 1. アドバイザーの業務

建築物の耐震診断と耐震改修の必要性をアドバイスします。

（以下例）

- 耐震計画・構造及び設備等の建築技術的事項
- 耐震診断及び耐震改修に係る法律、税制度、公的支援及び費用対効果に関する事項
- 耐震診断及び耐震改修に係る管理組合等の合意形成に関する事項（分譲マンションの場合）
- 勉強会、理事会に出席し、管理組合員の合意形成をするためのアドバイス（分譲マンションの場合）

#### ○注意事項

耐震診断や耐震設計を行うものではありません。

### 2. 派遣対象建築物

次の①②両方に該当することが必要です。

- ①昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築されたことを証明できる書類（建築確認通知書、検査済証の写し又は台帳記載事項証明書）が提出できる建築物
- ②階数2以上の耐火建築物又は準耐火建築物

### 3. 派遣対象者

- ①分譲マンションの管理組合等
- ②対象建築物の所有者（ただし、所有者が法人の場合、中小企業（P5表1参照）が対象となります。）

### 4. 派遣費用

無料

### 5. 派遣回数

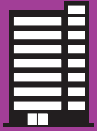
同一対象建築物で8回まで

## 6. 手続き

申請手続きの流れ	提出書類もしくは区からの通知
事前相談	必ず事前相談を行ってください。
↓	
耐震化アドバイザー派遣申請書の提出	「耐震化アドバイザー派遣申請書」(別記第1号様式)等を提出してください。
↓ 2~3週間程度	
耐震化アドバイザー派遣決定の通知	申請書の内容審査の後、「耐震化アドバイザー派遣決定通知書」(別記第2号様式)を送付します。 通知書に記載されているアドバイザーと連絡を取り、派遣日時の調整を行ってください。
↓	
耐震化アドバイザー派遣の実施	建築物の耐震改修等に関するアドバイスを受けてください。

## 7. アドバイザー派遣事業の必要書類

建物の種類	提出書類
分譲マンション (管理組合がある場合)	①耐震化アドバイザー派遣申請書 (別記第1号様式) ②建築確認通知書、確認済証の写し又は台帳記載事項証明書 ③マンション管理規約 ④委任状
上記以外	①耐震化アドバイザー派遣申請書 (別記第1号様式) ②建築確認通知書、確認済証の写し又は台帳記載事項証明書 ③建築物の全部事項証明書 (発行から3か月以内、Web上の登記情報提供サービス不可) ④建物所有者が法人の場合、中小企業であることを示す書類 ⑤委任状



## 2 耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

江東区内にある分譲マンションの管理組合等又は対象建築物の所有者を対象に、耐震改修等にかかった費用（消費税除く）について、一部助成を行います。

### (1) 対象となる建築物の区分

#### 1. 非木造住宅等

木造以外の構造（組積造、補強コンクリートブロック造及び混構造を除く）の住宅。共同住宅を除く。

#### 2. 共同住宅（分譲・賃貸マンション等）

共同住宅（社宅、社員寮、公的住宅を除く）のうち、住宅部分の床面積の合計が延べ床面積の過半であるもの。

#### 3. 民間特定建築物（P7参照）

この事業で民間特定建築物とは、学校、病院、老人ホーム、幼稚園、保育園、物品販売店など多くの方が利用する一定規模以上の建築物のことを主にいい、P7表3に掲げた「耐震改修促進法」第14条第1号から第3号に規定される特定既存耐震不適格建築物のうち第1号を指す。

#### 4. 緊急輸送道路沿道建築物（P8参照）（要別途相談）

緊急輸送道路沿道建築物とは、P8図2の緊急輸送道路の沿道に位置する一定以上の高さの建築物のことをいい、P7表3に掲げた「耐震改修促進法」第14条第1号から第3号に規定される特定既存耐震不適格建築物のうち第3号を指す。

##### ○注意事項

- 対象となる建築物の区分2～4が重複する場合は、緊急輸送道路沿道建築物、共同住宅（分譲・賃貸マンション等）、民間特定建築物の順で優先し適用します。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物（P8図2参照）は、別途ご相談ください。
- 付属建築物、建築設備は含みません。
- 複合用途の建築物は別途ご相談ください。

### (2) 助成対象建築物

次の①～③すべてに該当することが必要です。

- ①昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築されたことを証明できる書類（建築確認通知書、検査済証の写し又は台帳記載事項証明書）が提出できる建築物
- ②鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、プレキャストコンクリート造で耐火建築物又は準耐火建築物
- ③建築基準法及び関係法令に適合している建築物（職員が現地確認等を実施する場合があります。）

##### ○注意事項

助成は建物単位が原則です。構造上複数棟の場合は必ず事前にご相談ください。

### (3) 助成対象者

建築物の所有者が助成対象者です。下記のとおり所有形態や建築物の区分により条件があります。

#### ■ 個人の場合

次の①～③すべてに該当していることが必要です。

- ①住民税を滞納していないこと。
- ②所有者が複数いる場合は、所有者全員の同意をもって代表者が申請を行うこと。
- ③対象建築物が同種の助成金を受けていないこと。

#### ■ マンションの場合

##### ■ 分譲住宅の管理組合等が申請する場合

次の①～③すべてに該当していることが必要です。

- ①管理組合等が適正に運営され、耐震診断・耐震設計・耐震改修の実施について、管理組合等で決議されていること。
- ②住宅部分の床面積の合計が延べ面積の過半であること。
- ③対象建築物が同種の助成金を受けていないこと。

##### ■ 賃貸住宅の所有者が申請する場合

次の①～③すべてに該当していることが必要です。

- ①社宅、社員寮等でないこと。
- ②住宅部分の床面積の合計が延べ面積の過半であること。
- ③対象建築物が同種の助成金を受けていないこと。

#### ■ 法人の場合

次の①～④すべてに該当していることが必要です。

- ①法人税を滞納していないこと。
- ②所有者が複数いる場合は、所有者全員の同意をもって代表者が申請を行うこと。
- ③表1に該当する中小企業であること\*
- ④対象建築物が同種の助成金を受けていないこと。

※「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」第2条第2項に規定する大企業者を除きます。

表1. 中小企業

主たる事業	A 資本金	B 常時使用する従業員数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下

(AまたはB)

##### ○注意事項

建築物の所有者が複数である建築物において耐震改修等の助成を受けようとする場合には、必ず事前に区と協議してください。

## (4) 助成金額

耐震改修等にかかった費用（消費税除く）について、下表のとおり助成します。

表2. 助成金額

建築物の種類	項目	助成割合	助成金限度額
非木造住宅等	耐震診断	2/3	100万円
	耐震設計	2/3	100万円
	耐震改修工事	2/3	200万円
共同住宅 (分譲・賃貸マンション等)	耐震診断	1/2	150万円
	耐震設計	1/2	150万円
	耐震改修工事	1/2	2,000万円
民間特定建築物	耐震診断	1/2	150万円
	耐震設計	1/2	150万円
	耐震改修工事	1/2	1,000万円
一般緊急輸送道路 沿道建築物	耐震診断	2/3 又は 延べ面積×2,100円/㎡+150,000円×階数 のいずれか低い額	200万円
	耐震設計	2/3 又は (延べ面積×5,000円/㎡) ×2/3 のいずれか低い額	200万円
	耐震改修工事	2/3 又は ①住宅の場合 (延べ面積×34,100円/㎡) ×2/3 ②マンションの場合 (延べ面積×50,200円/㎡) ×2/3 ③免震工法等の特殊工法による場合 (延べ面積×83,800円/㎡) ×2/3 ④その他の場合 (延べ面積×51,200円/㎡) ×2/3 のいずれか低い額	2,000万円

千円未満は切り捨て

■特定緊急輸送道路沿道建築物は、別途ご相談ください。

## (5) 特定既存耐震不適格建築物

表3. 特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条による）

特定既存耐震不適格建築物の種類		規模要件
学校	小中学校、特別支援学校	2階以上かつ1000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ1000㎡以上
体育館（一部公共の用に供されるもの）		1階以上かつ1000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設		3階以上かつ1000㎡以上
病院、診療所		3階以上かつ1000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3階以上かつ1000㎡以上
集会場、公会堂		3階以上かつ1000㎡以上
展示場		3階以上かつ1000㎡以上
卸売市場		3階以上かつ1000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3階以上かつ1000㎡以上
ホテル、旅館		3階以上かつ1000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		3階以上かつ1000㎡以上
事務所		3階以上かつ1000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム等に類するもの		2階以上かつ1000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等に類するもの		2階以上かつ1000㎡以上
幼稚園、保育所		2階以上かつ 500㎡以上
博物館、美術館、図書館		3階以上かつ1000㎡以上
遊技場		3階以上かつ1000㎡以上
公衆浴場		3階以上かつ1000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店等に類するもの		3階以上かつ1000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等、サービス業を営む店舗		3階以上かつ1000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場を除く。）		3階以上かつ1000㎡以上
車両の停車場等で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		3階以上かつ1000㎡以上
自動車車庫など自動車の停留又は駐車のための施設		3階以上かつ1000㎡以上
保健所、税務署など公益上必要な建築物		3階以上かつ1000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で規定するもの※
耐震改修促進計画において指定された道路（P8図2参照）に面し、地震によって倒壊した場合に、その道路の通行を妨げ、多数の方の円滑な避難を困難にするおそれがある建築物		全ての建築物（道路幅に対する高さの規定あり、P8参照）

耐震改修促進法 第14条第1号
  耐震改修促進法 第14条第2号
  耐震改修促進法 第14条第3号

※政令で規定するもの

特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量（次の数量以上の貯蔵場または処理場）についての例

① 火薬類 イ.火薬10t ロ.爆薬5t ハ.工業雷管・電気雷管50万個 ニ.銃用雷管500万個 ホ.信号雷管50万個 ヘ.実包5万個 ト.空砲5万個 チ.信管・火管5万個 リ.導爆線500km ヌ.導火線500km ル.電気導火線5万個 ヲ.信号炎管・信号火箭2t ワ.煙火2t カ.その他の火薬を使用した火工品10t・その他の爆薬を使用した火工品5t ④マッチ 300マッチトン ⑤可燃性ガス2万㎡ ⑥圧縮ガス20万㎡ ⑦液化ガス2000t

その他の記載は省略しますので、詳細は担当までお問い合わせください。

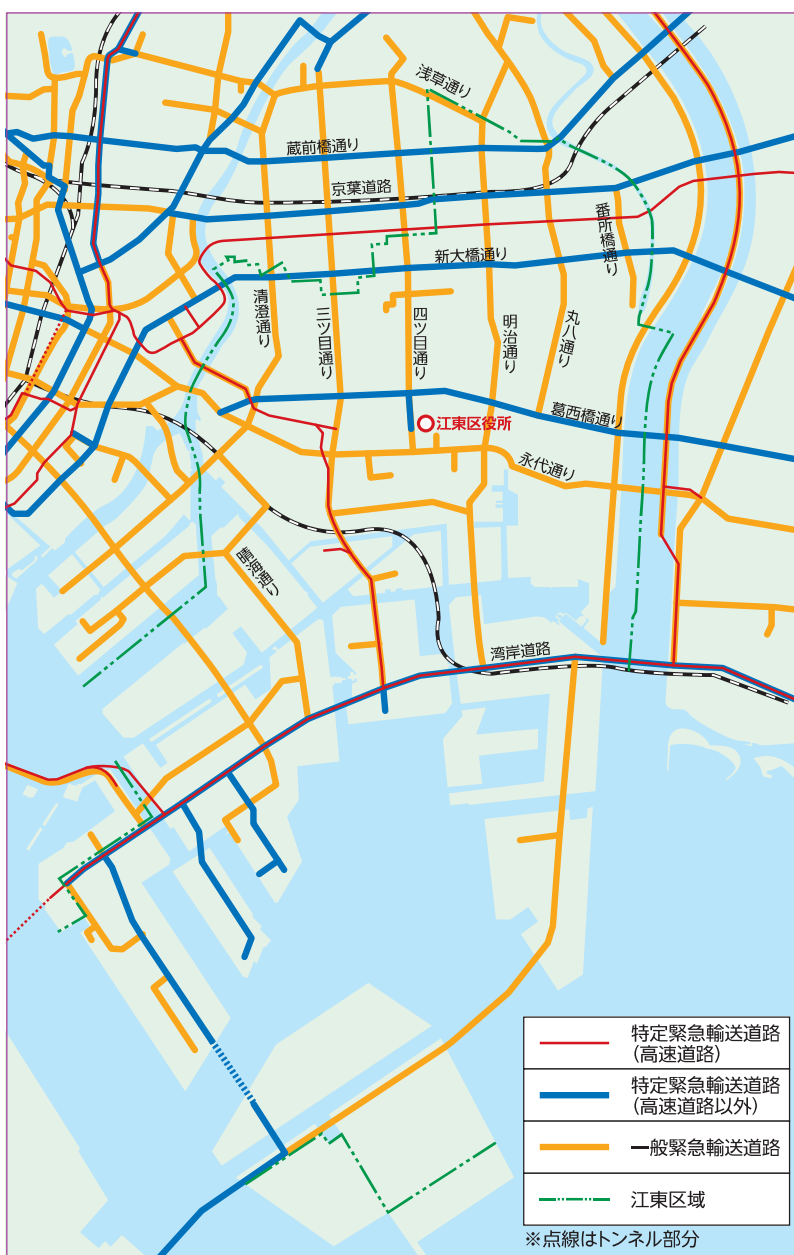


## (6) 緊急輸送道路

地震により緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがあります。東京都耐震改修促進計画及び江東区耐震改修促進計画では、緊急輸送道路のうち特に沿道の建築物の耐震化を図る必要があると認められる道路を「特定緊急輸送道路」、それ以外の道路を「一般緊急輸送道路」としています。

**【特定緊急輸送道路】** 蔵前橋通り、京葉道路、新大橋通り、葛西橋通り、湾岸道路、四ツ目通りの一部（葛西橋通りから庁舎まで）、高速道路

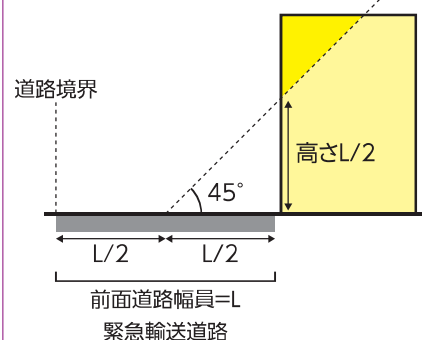
**【一般緊急輸送道路】** 浅草通り、清澄通り、三ツ目通り、四ツ目通り、明治通り、丸八通り、番所橋通り、永代通り、晴海通り



### 緊急輸送道路沿道建築物の条件

- 新耐震基準（昭和56年6月1日）導入より前に建築された建築物
- ①又は②の高さを超える建築物

#### ①前面道路幅員が12mを越える場合



#### ②前面道路幅員が12m以下の場合

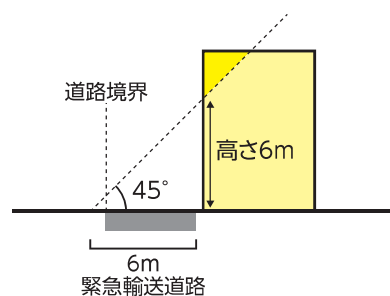


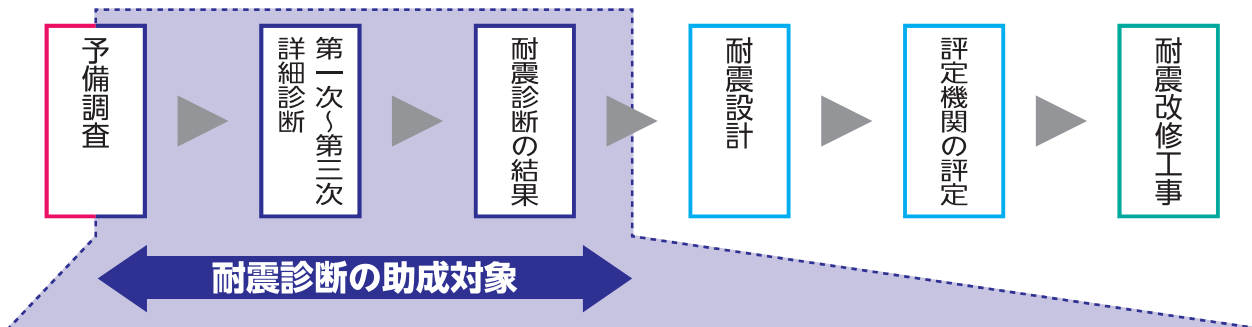
図2. 緊急輸送道路（江東区耐震改修促進計画（令和3年3月31日改定）より）

※最新の特定・一般緊急輸送道路図は、東京都耐震ポータルサイトでご確認ください。

- 特定緊急輸送道路沿道建築物は区ホームページにて、耐震診断結果を公表しています。
- 一般緊急輸送道路沿道建築物は公表していません。

## 2-① 耐震診断の助成手続き

建築物の耐震診断から耐震改修工事の流れ



申請手続きの流れ	提出書類もしくは区からの通知
<b>1 事前相談</b>	必ず事前相談を行ってください。 (関係書類を受け取ってください。)

<b>2 耐震診断助成対象承認申請書の提出</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書」(別記第9号様式)等の必要書類を提出してください。
---------------------------	--

1か月程度

<b>3 耐震診断助成対象承認の通知</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認・不承認通知書」(別記第11号様式)を、申請書の内容審査及び現地調査の後送付します。
------------------------	---

**契約** 必ず助成金の承認通知以降に契約してください。

<b>4 耐震診断着手報告書の提出</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修着手報告書」(別記第13号様式)等を契約後速やかに提出してください。
-----------------------	---

<b>5 耐震改修等完了報告書 助成金交付申請書の提出 (提出期限：1月末)</b>	「耐震改修等完了報告書」(別記第18号様式)等の必要書類を提出してください。 「耐震改修等助成金交付申請書」(別記第19号様式)を提出してください。
--	---

1か月程度

<b>6 助成金交付決定通知</b>	「耐震改修等助成金交付決定通知書」(別記第20号様式)を申請書の内容審査の後送付します。
--------------------	--

<b>7 助成金交付請求書の提出</b>	「耐震改修等助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書」(別記第21号様式)等を提出してください。
----------------------	---

1か月程度

<b>8 助成金の受取</b>	助成金を申請者の口座に振り込みます。
-----------------	--------------------

### ○注意事項

原則として、「耐震診断助成対象承認申請書」の提出と「耐震改修等完了報告書」の提出は同一年度内に限ります。  
事業スケジュール上提出期限に間に合わない場合等は必ず事前相談の際にご相談ください。

## ●耐震診断助成の必要書類

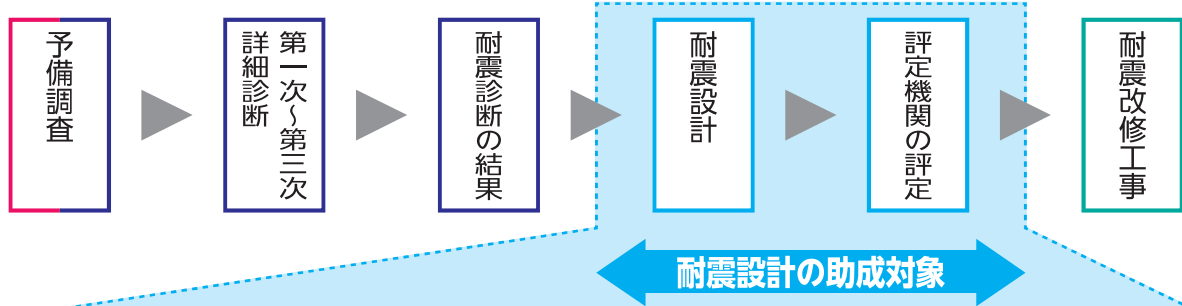
手続きの時期	建物の種類	提出書類
<b>2 耐震診断助成対象承認申請</b>	分譲マンション (管理組合がある場合)	①耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書(別記第9号様式) ②建築確認通知書、検査済証の写し又は台帳記載事項証明書 ③配置図、各階平面図、立面図 ④「耐震改修促進法」の特定既存耐震不適格建築物に該当する場合は、該当することが分かる図面又は資料(例：緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類) ⑤診断実施計画書 ⑥耐震診断の見積書(内訳書を含む) 又はその写し ⑦管理規約 ⑧管理組合の予算書及び決算書又はその写し ⑨長期修繕計画書 ⑩耐震診断実施を総会で決議したことが分かる書類
	上記以外	①耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書(別記第9号様式) ②建築確認通知書、検査済証の写し又は台帳記載事項証明書 ③配置図、各階平面図、立面図 ④「耐震改修促進法」の特定既存耐震不適格建築物に該当する場合は、該当することが分かる図面又は資料(例：緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類) ⑤診断実施計画書 ⑥耐震診断の見積書(内訳書を含む) 又はその写し ⑦当該建築物の登記事項証明書(発行3か月以内、Web上の登記情報提供サービス不可) 又は権利を証明する書類又はその写し ⑧住民税又は法人税納税証明書(発行3か月以内で未納が無いことを確認できるもの) ⑨複数の者で共有する建築物の場合は、耐震診断の実施について共有者全員の同意を得たことを証する書類 ⑩法人全部事項証明書(申請者が法人の場合)
<b>4 耐震診断着手</b>	共通	①耐震診断・耐震設計・耐震改修着手報告書(別記第13号様式) ②契約書又はその写し ③工程表
<b>5 耐震診断完了</b>	共通	①耐震改修等完了報告書(別記第18号様式) ②耐震診断報告書(調査報告書を含む) 又はその写し ③契約書又はその写し ④耐震診断費用明細書 ⑤耐震診断費の支払額が証明できる書類(領収書) ⑥東京都が指定する評定専門機関による評定書の写し(評定を取得した場合) ⑦耐震改修等助成金交付申請書(別記第19号様式)
<b>7 助成金交付請求</b>	共通	①耐震改修等助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(別記21号様式) ②通帳の写し(支店名、口座番号及び名義人[漢字・フリガナ]が分かる頁)

上記番号は、前頁「耐震診断の助成手続き」の番号と対応しています。

■上記の書類以外にも必要な書類の提出を求められることがあります。

## 2-② 耐震設計の助成手続き

建築物の耐震診断から耐震改修工事の流れ



申請手続きの流れ	提出書類もしくは区からの通知
<b>9 事前相談</b>	必ず事前相談を行ってください。 (関係書類を受け取ってください。)
<b>10 耐震設計助成対象承認申請書の提出</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書」(別記第9号様式)等の必要書類を提出してください。
	当初から複数年度にわたることが確実な事業については、初年度に事業全体について承認を受けることにより、複数年度にわたり事業を行うことができる全体設計承認の手続きが必要です。ご相談ください。
<b>11 耐震設計助成対象承認の通知</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認・不承認通知書」(別記第11号様式)を、申請書の内容審査及び現地調査の後送付します。
	<b>1か月程度</b>
<b>12 耐震設計着手報告書の提出</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修着手報告書」(別記第13号様式)等を契約後速やかに提出してください。
	<b>契約 必ず助成金の承認通知以降に契約してください。</b>
<b>13 耐震改修等完了報告書 助成金交付申請書の提出 (提出期限：1月末)</b>	「耐震改修等完了報告書」(別記第18号様式)等の必要書類を提出してください。 「耐震改修等助成金交付申請書」(別記第19号様式)を提出してください。
	<b>1か月程度</b>
<b>14 助成金交付決定通知</b>	「耐震改修等助成金交付決定通知書」(別記第20号様式)を申請書の内容審査の後送付します。
<b>15 助成金交付請求書の提出</b>	「耐震改修等助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書」(別記第21号様式)等を提出してください。
	<b>1か月程度</b>
<b>16 助成金の受取</b>	助成金を申請者の口座に振り込みます。

### ○注意事項

原則として、「耐震設計助成対象承認申請書」の提出と「耐震改修等完了報告書」の提出は同一年度内に限ります。事業スケジュール上提出期限に間に合わない場合等は必ず事前相談の際にご相談ください。

## ●耐震設計助成の必要書類

手続きの時期	建物の種類	提出書類
<b>10 耐震設計助成対象承認申請</b>	分譲マンション (管理組合がある場合)	①耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書(別記第9号様式) ②建築確認通知書、検査済証の写し又は台帳記載事項証明書* ③配置図、各階平面図、立面図* ④「耐震改修促進法」の特定既存耐震不適格建築物に該当する場合は、該当することが分かる図面又は資料(例:緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類)* ⑤耐震診断時に耐震改修計画案を立てた場合は、その概要 ⑥耐震設計の見積書(内訳書を含む)又はその写し ⑦耐震設計工程表 ⑧管理規約 ⑨管理組合の予算書及び決算書又はその写し ⑩長期修繕計画書 ⑪耐震設計実施を総会で決議したことが分かる書類
	上記以外	①耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書(別記第9号様式) ②建築確認通知書、検査済証の写し又は台帳記載事項証明書* ③配置図、各階平面図、立面図* ④「耐震改修促進法」の特定既存耐震不適格建築物に該当する場合は、該当することが分かる図面又は資料(例:緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類)* ⑤耐震診断時に耐震改修計画案を立てた場合は、その概要 ⑥耐震設計の見積書(内訳書を含む)又はその写し ⑦耐震設計工程表 ⑧当該建築物の登記事項証明書(発行3か月以内、Web上の登記情報提供サービス不可)又は権利を証明する書類又はその写し* ⑨住民税または法人税納税証明書(発行3か月以内で未納が無いことを確認できるもの)* ⑩複数の者で共有する建築物の場合は、耐震設計の実施について共有者全員の同意を得たことを証する書類 ⑪法人全部事項証明書(申請者が法人の場合)
<b>12 耐震設計着手</b>	共通	①耐震診断・耐震設計・耐震改修着手報告書(別記第13号様式) ②契約書又はその写し ③工程表
<b>13 耐震設計完了</b>	共通	①耐震改修等完了報告書(別記第18号様式) ②建築物耐震設計図、計算書又はその概要 ③契約書又はその写し ④耐震設計費用明細書 ⑤耐震設計費の支払額が証明できる書類(領収書) ⑥概算工事費見積書又はその写し ⑦東京都が指定する評定専門機関による評定書の写し ⑧耐震改修等助成金交付申請書(別記第19号様式)
<b>15 助成金交付請求</b>	共通	①耐震改修等助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(別記21号様式) ②通帳の写し(支店名、口座番号及び名義人[漢字・フリガナ]が分かる頁)

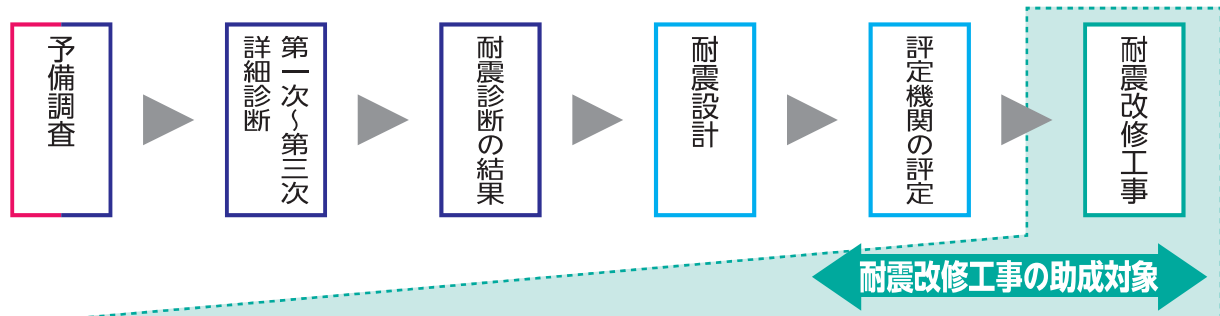
※同一年度内に耐震診断助成で既に提出している場合は不要

上記番号は、前頁「耐震設計の助成手続き」の番号と対応しています。

■上記の書類以外にも必要な書類の提出を求めることがあります。

## 2-③ 耐震改修工事の助成手続き

建築物の耐震診断から耐震改修工事の流れ



申請手続きの流れ	提出書類もしくは区からの通知
<b>17 事前相談</b>	必ず事前相談を行ってください。 (関係書類を受け取ってください。)
↓	
当初から複数年度にわたることが確実な事業については、初年度に事業全体について承認を受けることにより、複数年度にわたり事業を行うことができる全体設計承認の手続きが必要です。ご相談ください。	
<b>18 耐震改修助成対象承認申請書の提出</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書」(別記第9号様式)等の必要書類を提出してください。
↓ <b>1か月程度</b>	
<b>19 耐震改修助成対象承認の通知</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認・不承認通知書」(別記第11号様式)を、申請書の内容審査及び現地調査の後送付します。
↓	
<b>契約 必ず助成金の承認通知以降に契約してください。</b>	
<b>20 耐震改修着手報告書の提出</b>	「耐震診断・耐震設計・耐震改修着手報告書」(別記第13号様式)等を契約後速やかに提出してください。
↓	
← <b>中間検査</b>	
<b>21 耐震改修等完了報告書 助成金交付申請書の提出 (提出期限：1月末)</b>	「耐震改修等完了報告書」(別記第18号様式)等の必要書類を提出してください。完了後検査を行います。 「耐震改修等助成金交付申請書」(別記第19号様式)を提出してください。
↓	
← <b>完了検査</b>	
↓ <b>1か月程度</b>	
<b>22 助成金交付決定通知</b>	「耐震改修等助成金交付決定通知書」(別記第20号様式)を申請書の内容審査の後送付します。
↓	
<b>23 助成金交付請求書の提出</b>	「耐震改修等助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書」(別記第21号様式)等を提出してください。
↓ <b>1か月程度</b>	
<b>24 助成金の受取</b>	助成金を申請者の口座に振り込みます。

### ○注意事項

原則として、「耐震改修助成対象承認申請書」の提出と「耐震改修等完了報告書」の提出は同一年度内に限ります。事業スケジュール上提出期限に間に合わない場合等は必ず事前相談の際にご相談ください。

## ●耐震改修工事助成の必要書類

手続きの時期	建物の種類	提出書類
<b>18 耐震改修助成対象承認申請</b>	分譲マンション (管理組合がある場合)	①耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書(別記第9号様式) ②建築確認通知書、検査済証の写し又は台帳記載事項証明書* ③配置図、各階平面図、立面図* ④「耐震改修促進法」の特定既存耐震不適格建築物に該当する場合は、該当することが分かる図面又は資料(例：緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類)* ⑤耐震改修工事計画書及び図面 ⑥耐震改修工事の見積書(内訳書を含む) 又はその写し ⑦工事費の拠出割合を示す書類(全体設計の場合) ⑧土地所有者の承諾書(借地の場合) ⑨管理規約* ⑩管理組合の予算書及び決算書又はその写し* ⑪長期修繕計画書* ⑫耐震改修工事実施を総会で決議したことが分かる書類 ⑬工事監理者の資格を示す書類
	上記以外	①耐震診断・耐震設計・耐震改修助成対象承認申請書(別記第9号様式) ②建築確認通知書、検査済証の写し又は台帳記載事項証明書* ③配置図、各階平面図、立面図* ④「耐震改修促進法」の特定既存耐震不適格建築物に該当する場合は、該当することが分かる図面又は資料(例：緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類)* ⑤耐震改修工事計画書及び図面 ⑥耐震改修工事の見積書(内訳書を含む) 又はその写し ⑦工事費の拠出割合を示す書類(全体設計の場合) ⑧土地所有者の承諾書(借地の場合) ⑨当該建築物の登記事項証明書(発行3か月以内、Web上の登記情報提供サービス不可) 又は権利を証明する書類又はその写し* ⑩住民税又は法人税納税証明書(発行3か月以内で未納が無いことを確認できるもの)* ⑪複数の者で共有する建築物の場合は、耐震改修工事の実施について共有者全員の同意を得たことを証する書類 ⑫法人全部事項証明書(申請者が法人の場合) ⑬工事監理者の資格を示す書類
<b>20 耐震改修着手</b>	共通	①耐震診断・耐震設計・耐震改修着手報告書(別記第13号様式) ②契約書又はその写し ③工程表
<b>21 耐震改修完了</b>	共通	①耐震改修等完了報告書(別記第18号様式) ②工事写真(工事前、工事中、工事後) ③契約書又はその写し ④耐震改修工事費用明細書 ⑤耐震改修工事費の支払額が証明できる書類(領収書) ⑥工事監理報告書 ⑦耐震改修等助成金交付申請書(別記第19号様式)
<b>22 助成金交付請求</b>	共通	①耐震改修等助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(別記第21号様式) ②通帳の写し(支店名、口座番号及び名義人[漢字・フリガナ]が分かる頁)

※同一年度内に耐震設計助成で既に提出している場合は不要

上記番号は、前頁「耐震改修工事の助成手続き」の番号と対応しています。

■上記の書類以外にも必要な書類の提出を求めることがあります。

## 国内の大規模地震と主な被害状況

	発生年月日	震央地名・地震名・震災名	M	最大震度	人的被害	物的被害
旧耐震建築物	大正12(1923)年 9月 1日	関東大震災	7.9	6	死者・不明者 10万5千余	
	昭和23(1948)年 6月28日	福井地震	7.1	6	死者 3,769	
建築基準法改正 昭和56(1981)年6月1日						
新耐震建築物	平成 7(1995)年 1月17日	阪神・淡路大震災	7.3	7	死者 6,434 不明者 3	
	平成12(2000)年10月 6日	鳥取県西部地震	7.3	6強	負傷者 182	住家全壊 435棟 住家半壊 3,101棟 など
	平成13(2001)年 3月24日	芸予地震	6.7	6弱	死者 2 負傷者 288	住家全壊 70棟 住家半壊 774棟 など
	平成15(2003)年 7月26日	宮城県北部	6.4	6強	負傷者 677	住家全壊 1,276棟 住家半壊 3,809棟 など
	平成15(2003)年 9月26日	十勝沖地震	8	6弱	死者 1 不明者 1 負傷者 849	住家全壊 116棟 住家半壊 368棟 など
	平成16(2004)年10月23日	新潟県中越地震	6.8	7	死者 68 負傷者 4,805	住家全壊 3,175棟 住家半壊 13,810棟 など
	平成19(2007)年 3月25日	能登半島地震	6.9	6強	死者 1 負傷者 356	住家全壊 686棟 住家半壊 1,740棟 など
	平成19(2007)年 7月16日	新潟県中越沖地震	6.8	6強	死者 15 負傷者 2,346	住家全壊 1,331棟 住家半壊 5,710棟 住家一部破損 37,633棟 など
	平成20(2008)年 6月14日	岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	死者 17 不明者 6 負傷者 426	住家全壊 30棟 住家半壊 146棟 など
	平成23(2011)年 3月11日	東日本大震災	9	7	死者 19,729 不明者 2,559 負傷者 6,233	住家全壊 121,996棟 住家半壊 282,941棟 住家一部破損 748,461棟 など
	平成26(2014)年11月22日	長野県北部	6.7	6弱	負傷者 46	住家全壊 77棟 住家半壊 137棟 住家一部破損 1,626棟 など
	平成28(2016)年 4月14日	熊本地震	7.3	7	死者 273 負傷者 2,809	住家全壊 8,667棟 住家半壊 34,719棟 住家一部破損 162,500棟 など
	平成30(2018)年 6月18日	大阪府北部	6.1	6弱	死者 6 負傷者 462	住家全壊 21棟 住家半壊 483棟 住家一部破損 61,266棟 など

気象庁データより作成

### お問い合わせ先

江東区都市整備部安全都市づくり課安全都市づくり係 江東区役所 5階

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号

TEL : (03) 3647-9764 (直通) FAX : (03) 3647-9009

mail : [antoshi@city.koto.lg.jp](mailto:antoshi@city.koto.lg.jp)

印刷物登録番号 (3) 48号 2021.12